

平成21年12月15日
大臣官房統計情報部雇用統計課
課長 本川 明
課長補佐 田中 伸彦
(担当・内線) 企画調整係 (7609, 7610)
(電話代表) 03(5253)1111
(ダイヤルイン) 03(3595)3145

—平成21年毎月勤労統計調査特別調査結果の概況—

【調査結果のポイント】

- ・ 月間きまって支給する現金給与額は前年比3.8%減
- ・ 過去1年間に特別に支払われた現金給与額は前年比6.2%減
- ・ 短時間労働者割合は1.2ポイント上昇

1 賃金

- ・ 事業所規模1～4人の事業所について、平成21年7月における1人平均きまって支給する現金給与額は、185,402円で、前年と比べ3.8%の減少となった(P3第1図、第1表)。
- ・ 平成20年8月1日から平成21年7月31日までの1年間における1人平均特別に支払われた現金給与額は、195,387円で、前年と比べ6.2%の減少となった(P5第3表)。

2 出勤日数と労働時間

- ・ 平成21年7月における1人平均出勤日数は、20.8日で、前年差0.4日の減少となった(P5第3図、P6第4表)。
- ・ 同7月における通常日1日の1人平均実労働時間は7.1時間で、前年より0.1時間減少した(P5第3図、P6第4表)。

3 雇用

- ・ 常用労働者の構成を産業別にみると、卸売業、小売業が29.7%と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業12.1%、建設業10.2%、生活関連サービス業、娯楽業8.9%、製造業8.6%の順となった(P7第4図、第6表)。
- ・ 短時間労働者(通常日1日の実労働時間が6時間以下の常用労働者)の割合は、28.2%で、前年差1.2ポイント上昇となった(P8第5図、第7表)。

平成21年毎月勤労統計調査特別調査結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/index.html>)

目 次

1 調査の概要	1 頁
2 結果の概要	3 頁
(1) 賃金	3 頁
(2) 出勤日数と労働時間	5 頁
(3) 雇用	7 頁
3 付表	9 頁

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

日本国全域

イ 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）である。

ウ 事業所

平成18年事業所・企業統計調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在し、イの産業に属する常用労働者1～4人を雇用する事業所。

(3) 調査の時期

毎年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には調査年7月の最終給与締切日現在）の状況について調査を行っており、今回は平成21年のものにあたる。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品目又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

統計調査員が調査対象事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施。

(6) 調査系統

厚生労働省大臣官房統計情報部—都道府県—統計調査員—調査対象事業所

(7) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 22,879事業所 有効回答数 20,876事業所
有効回答率 91.2%

(8) 利用上の注意

ア 日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、平成21年調査から表章産業を改定後の日本標準産業分類に基づくこととした。

なお、毎月勤労統計調査全国調査結果及び平成20年以前の毎月勤労統計調査特別調査結果との比較に当たっては、調査産業計、建設業、製造業及び卸売業、小売業については改定前の日本標準産業分類に基づく調査産業計、建設業、製造業及び卸売・小売業のそれぞれと分類の範囲が同一又は類似であるため比較を行っているが、宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業については改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため比較していない。

イ 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してある。

ウ 前年比及び前年差は、表章単位の数値から算出している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めず、又は、1か月を超える期間を定めて雇われている者。

b 同一事業所に日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成20年8月1日から平成21年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本特別調査においては、勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

7月中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

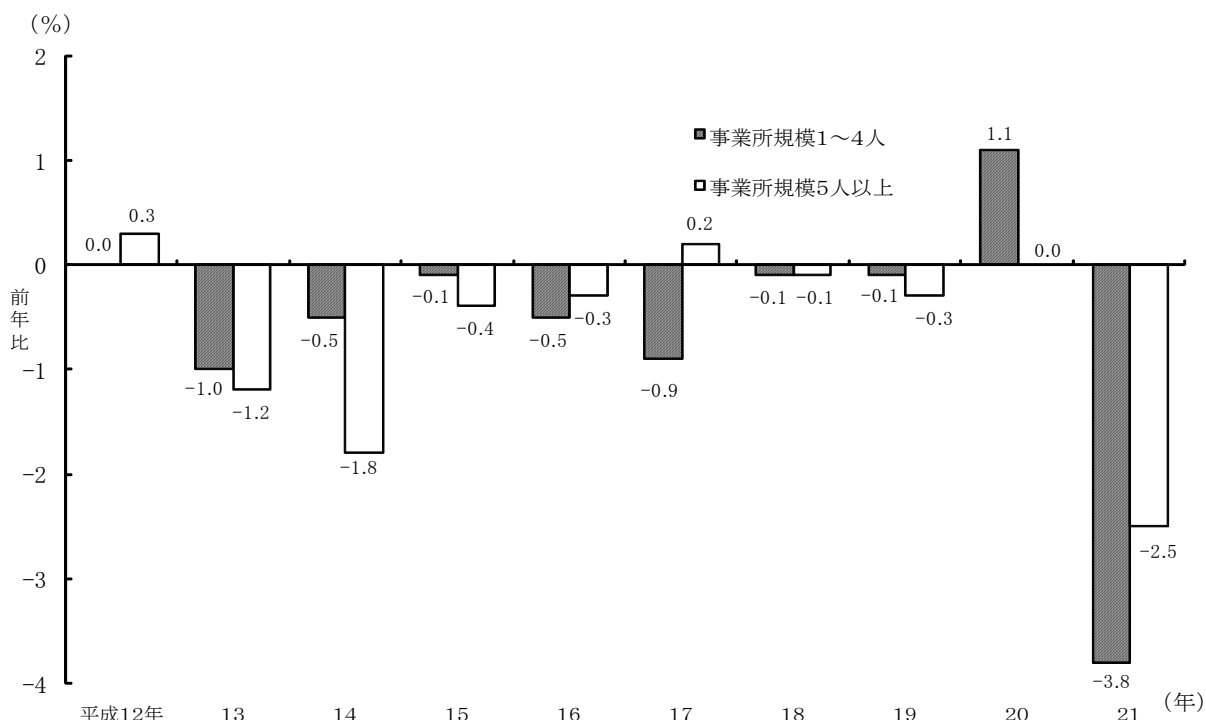
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、平成21年7月（以下「7月」という。）における1人平均きまって支給する現金給与額は、185,402円で、前年比3.8%減となった。

男女別にみると、男は252,412円で4.7%減、女は134,758円で3.1%減となった。

主な産業についてみると、建設業は246,857円、製造業は203,090円、卸売業、小売業は187,891円、宿泊業、飲食サービス業は109,702円、生活関連サービス業、娯楽業は142,418円となった。（第1図、第1表）

第1図 きまって支給する現金給与額の前年比の推移（調査産業計）



注：事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

第1表 主な産業・性、事業所規模別きまって支給する現金給与額

主な産業・性	1～4人		5人以上		5人以上=100とした時の比率
	円	前年比 %	円	前年比 %	
調査産業計	185,402	-3.8	262,214	-2.5	70.7
男	252,412	-4.7	329,335	...	76.6
女	134,758	-3.1	176,246	...	76.5
建設業	246,857	-4.4	323,495	-2.3	76.3
製造業	203,090	-7.5	287,300	-5.3	70.7
卸売業、小売業	187,891	0.4	219,547	-2.4	85.6
宿泊業、飲食サービス業	109,702	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	142,418	—	—	—	—

- 注： 1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査7月分の結果である。
 2) 事業所規模5人以上の前年比は、調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数から算出している。なお、男女別には指数を算出していないため、「…」と表記している。
 3) 宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業については、改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため、平成20年調査結果や全国調査結果とは比較していない。

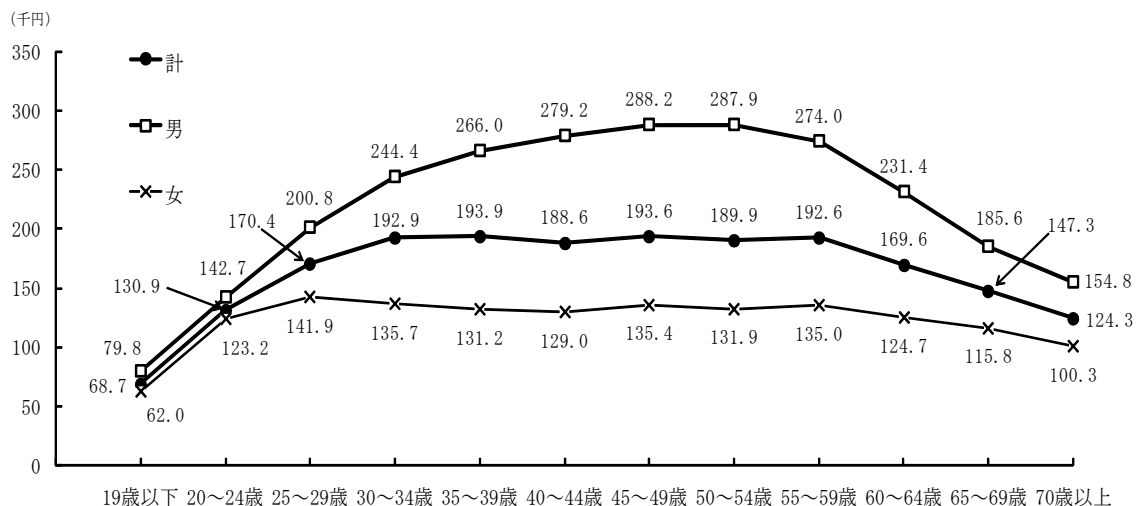
イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

企業規模1～4人の事業所における、7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、30～59歳でほぼ横ばいとなっている。

男女別にみると、男は35～59歳で、女は20歳以上でほぼ横ばいとなっている。

また、勤続年数階級別にみると、概ね勤続年数が増加するにしたがって給与水準が高くなっている。(第2図、第2表)

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）



第2表 年齢階級・勤続年数階級、主な産業・性別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	生活関連 サービス業, 娯楽業
	計	男	女					
	円	円	円	円	円	円	円	円
年 齢 計	177,510	241,490	128,976	240,313	194,169	177,887	104,556	144,116
19歳以下	68,697	79,799	62,021	148,611	93,394	87,239	48,273	65,477
20～24歳	130,897	142,748	123,172	194,816	144,460	132,682	82,088	141,524
25～29歳	170,354	200,785	141,936	223,877	196,184	165,451	118,181	160,948
30～34歳	192,879	244,350	135,706	261,929	213,581	189,941	132,307	157,704
35～39歳	193,902	266,011	131,202	262,002	231,226	200,396	115,216	156,018
40～44歳	188,583	279,171	129,031	264,648	232,896	190,823	103,488	153,748
45～49歳	193,639	288,247	135,434	268,381	205,441	202,877	103,426	152,165
50～54歳	189,853	287,861	131,882	243,655	205,551	185,448	107,398	124,258
55～59歳	192,584	274,022	134,990	244,499	207,547	189,716	101,836	134,401
60～64歳	169,576	231,377	124,746	219,716	184,850	161,249	105,409	124,829
65～69歳	147,284	185,640	115,819	182,752	139,353	144,864	102,568	103,688
70歳以上	124,267	154,837	100,338	140,679	127,579	127,505	78,946	98,880
勤 続 年 数 計	177,510	241,490	128,976	240,313	194,169	177,887	104,556	144,116
0年	128,898	173,498	104,103	188,181	150,338	132,245	85,326	131,114
1年	139,492	186,791	109,333	204,319	152,790	134,136	93,876	136,151
2年	149,370	201,993	116,288	215,026	148,292	154,112	94,645	136,910
3～4年	162,746	222,231	119,422	218,597	171,031	170,661	97,927	142,256
5～9年	179,181	243,722	128,159	243,393	185,206	172,397	110,585	149,276
10～14年	194,496	263,728	136,751	256,097	199,748	190,397	117,501	151,042
15～19年	209,551	283,932	150,438	261,065	218,277	200,890	124,196	153,186
20～29年	217,628	290,101	155,864	262,352	225,784	210,467	133,902	163,770
30年以上	198,371	256,017	142,591	237,425	196,427	192,725	139,579	134,207
平均年齢(歳)	45.3	44.8	45.7	45.8	50.7	47.0	42.4	41.0
平均勤続年数(年)	11.2	12.2	10.5	13.2	16.2	13.1	7.3	9.2

注：年齢、勤続年数については、1年未満の端数を労働者ごとに切捨てとしている。

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成20年8月1日から平成21年7月31日までの1年間における、賞与など特別に支払われた現金給与額は195,387円で、前年比6.2%減となった。

男女別にみると、男は274,579円で9.4%減、女は133,490円で1.6%減となった。

主な産業についてみると、建設業は166,031円、製造業は164,603円、卸売業、小売業は188,579円、宿泊業、飲食サービス業は28,825円、生活関連サービス業、娯楽業は50,674円となった。(第3表)

第3表 主な産業・性別過去1年間に特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

主な産業・性	実 額		支給割合	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	195,387	-6.2	1.05	-0.03
男	274,579	-9.4	1.09	-0.05
女	133,490	-1.6	0.99	0.02
建 設 業	166,031	-12.3	0.67	-0.06
製 造 業	164,603	-15.2	0.81	-0.07
卸 売 業 , 小 売 業	188,579	-5.4	1.00	-0.06
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	28,825	—	0.26	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	50,674	—	0.36	—

注： 1) 支給割合は、主な産業及び性別に対応する全常用労働者1人あたりの7月のきまって支給する現金給与額に対する、勤続1年以上の常用労働者1人あたりの過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

2) 宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業については、改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため、平成20年調査結果や全国調査結果とは比較していない。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

7月における出勤日数は20.8日で、前年より0.4日減少した。

男女別にみると、男は22.0日で0.4日減少となり、女は19.9日で0.4日減少となった。(第3図、第4表)

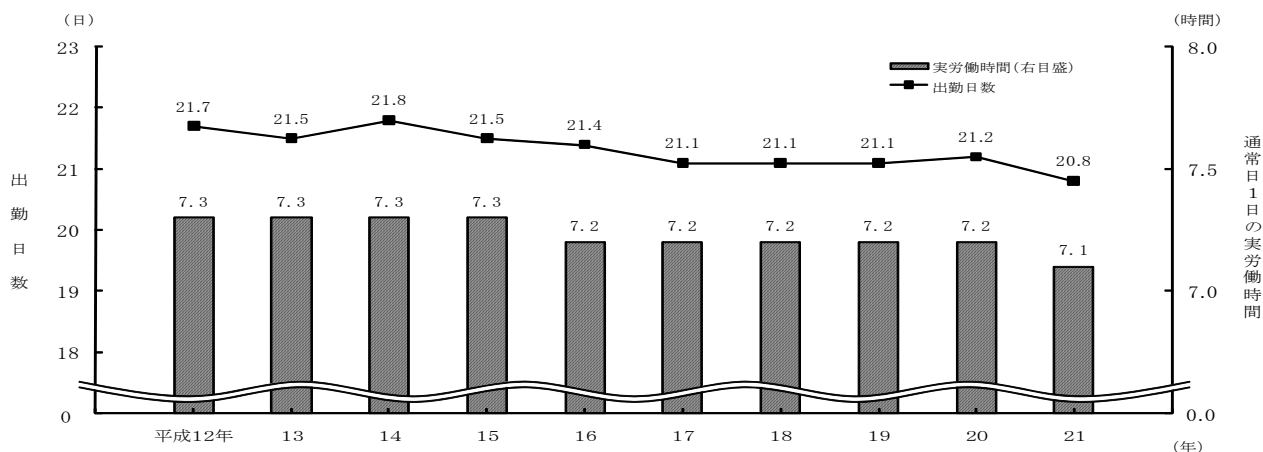
イ 労働時間

7月における通常日1日の実労働時間は7.1時間で前年より0.1時間減少した。

男女別にみると、男は7.9時間、女は6.6時間となった。

通常日1日の実労働時間別に労働者構成をみると4時間以下で11.4%、5時間で8.6%、6時間で8.3%、7時間で14.7%、8時間で43.8%、9時間以上で13.3%となった。(第3図、第4表、第5表)

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



第4表 主な産業・性、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

主な産業・性	出 勤 日 数				実 労 働 時 間			
	1～4人		5人以上		1～4人		5人以上	
		前年差		前年差		前年差		前年差
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調 査 産 業 計	20.8	-0.4	19.7	-0.3	7.1	-0.1	7.6	-0.1
男	22.0	-0.4	20.4	-0.3	7.9	-0.1	8.1	-0.1
女	19.9	-0.4	18.8	-0.3	6.6	0.0	7.0	0.0
建 設 業	21.7	-0.6	21.7	-0.2	7.6	-0.1	8.1	0.0
製 造 業	20.4	-1.0	20.0	-0.6	7.2	-0.1	8.1	-0.2
卸 売 業 , 小 売 業	21.5	-0.2	19.8	-0.2	7.4	0.1	7.1	-0.1
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	19.1	—	—	—	6.0	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	21.0	—	—	—	7.1	—	—	—

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査7月分の結果であり、実労働時間は、月間総実労働時間数を出勤日数で除して算出している。
 2) 宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業については、改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため、平成20年調査結果や全国調査結果とは比較していない。

第5表 主な産業・性、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

主な産業・性	合 計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
	%	%	%	%	%	%	%
調 査 産 業 計	100.0	11.4	8.6	8.3	14.7	43.8	13.3
		(0.7)	(0.3)	(0.3)	(-0.7)	(0.5)	(-1.0)
男	100.0	3.9	2.3	3.0	13.5	57.5	19.8
女	100.0	17.1	13.3	12.2	15.7	33.4	8.3
建 設 業	100.0	3.7	2.8	3.6	15.7	64.7	9.5
製 造 業	100.0	8.1	6.5	8.5	17.0	51.2	8.8
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	8.1	7.3	9.0	13.5	44.9	17.1
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	30.9	19.8	11.1	8.4	15.2	14.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	9.0	13.4	10.4	12.4	35.1	19.7

注：1) ()内は、前年差(ポイント)である。
 2) 1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

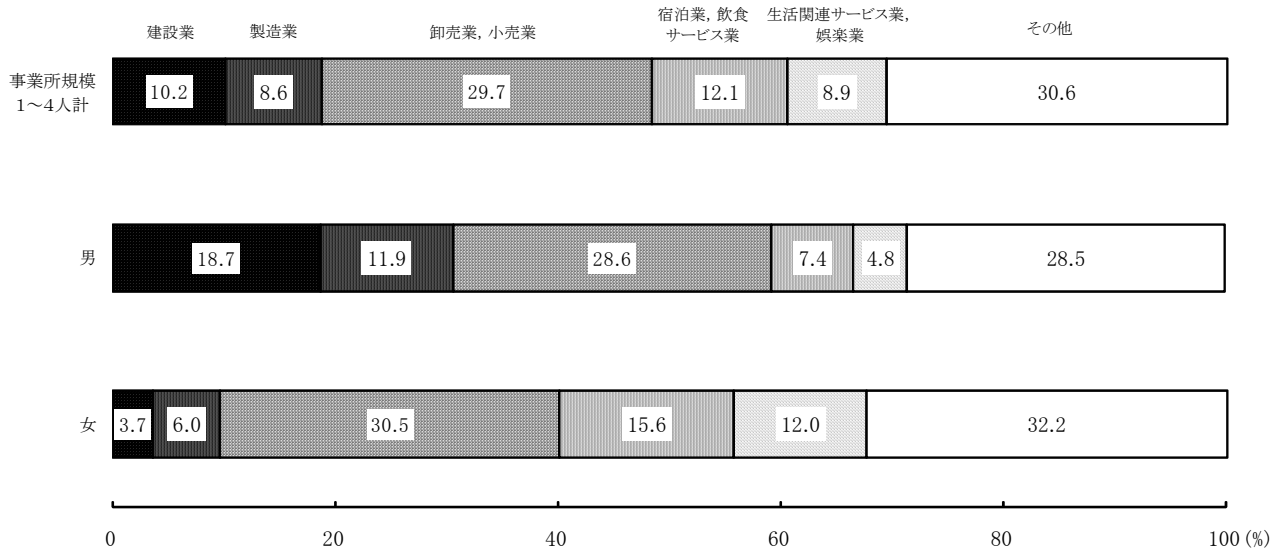
(3) 雇用

ア 常用労働者の構成及び女性労働者の割合

常用労働者の構成を産業別にみると、卸売業、小売業が29.7%と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業12.1%、建設業10.2%、生活関連サービス業、娯楽業8.9%、製造業8.6%の順となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は57.0%となった。これを主な産業についてみると、建設業21.0%、製造業39.9%、卸売業、小売業58.6%、宿泊業、飲食サービス業73.5%、生活関連サービス業、娯楽業76.7%となった。(第4図、第6表)

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合



注： 「その他」とは、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者割合
(事業所規模1~4人)

産業	常用労働者計	男	女	女性労働者の割合	
				%	前年差 ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	57.0	-0.4
建設業	10.2	18.7	3.7	21.0	-2.1
製造業	8.6	11.9	6.0	39.9	-1.9
卸売業, 小売業	29.7	28.6	30.5	58.6	-1.6
宿泊業, 飲食サービス業	12.1	7.4	15.6	73.5	—
生活関連サービス業, 娯楽業	8.9	4.8	12.0	76.7	—
その他	30.6	28.5	32.2	59.8	—

注： 1) 「その他」とは、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）の合計である。
2) 「女性労働者の割合」は、産業別の常用労働者数に対する割合である。
3) 宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業及びその他については、改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため、平成20年調査結果や全国調査結果とは比較していない。

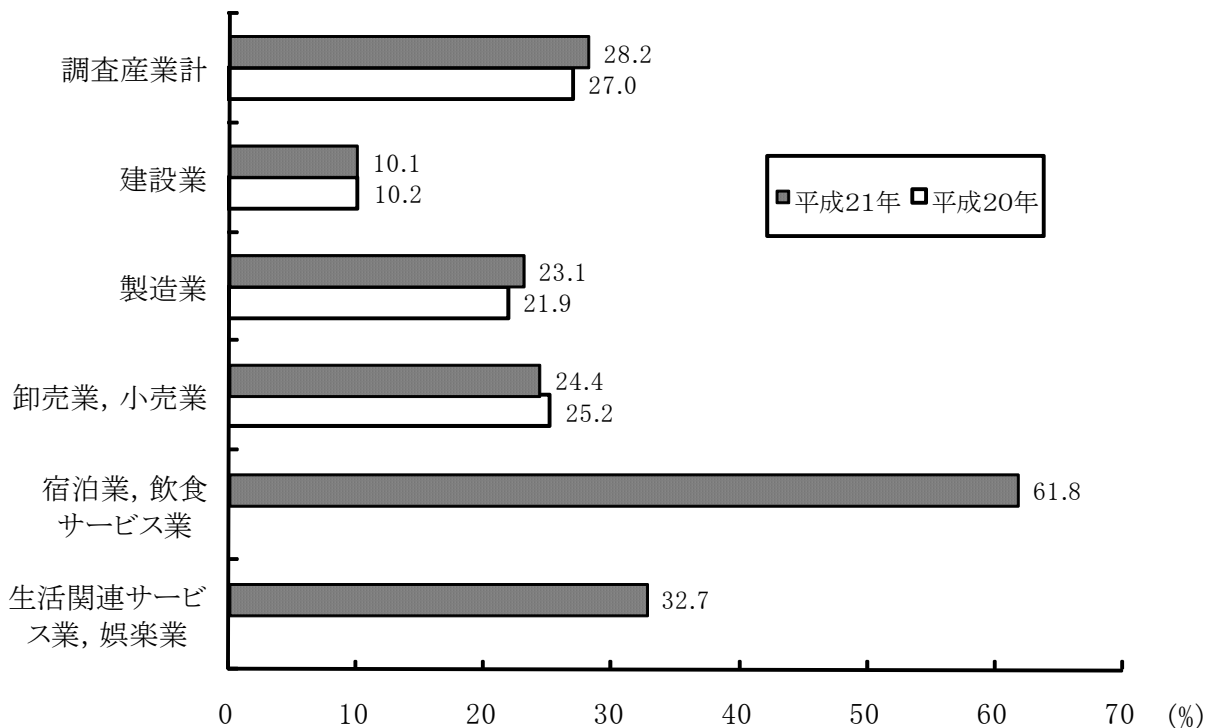
イ 短時間労働者の割合

短時間労働者の割合は28.2%で、これを男女別にみると、男9.2%、女42.6%となった。

主な産業についてみると、建設業10.1%、製造業23.1%、卸売業、小売業24.4%、宿泊業、飲食サービス業61.8%、生活関連サービス業、娯楽業32.7%となった。

また、年齢階級別にみると19歳以下が65.7%と最も高く、20～29歳が21.1%と最も低くなっている。(第5図、第7表)

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、産業別の常用労働者数に対する割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
(事業所規模1～4人、調査産業計)

年齢階級	常用労働者計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	28.2	1.2	9.2	0.8	42.6	1.8
19歳以下	65.7	7.5	57.1	5.1	70.1	7.7
20～29歳	21.1	2.9	12.8	2.0	27.3	3.6
30～39歳	22.6	0.4	4.8	0.2	39.9	0.9
40～49歳	30.4	2.3	5.2	0.9	46.9	2.5
50～54歳	30.3	-0.8	5.8	1.6	44.8	-1.9
55～59歳	29.4	1.2	7.0	2.1	45.1	2.7
60～64歳	31.1	0.3	11.2	0.1	45.9	0.9
65歳以上	38.9	2.3	23.3	-1.1	51.9	5.1

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する割合である。

3 付表

都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、 短時間労働者割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者割合
	円	日	時間	%
全 国	185,402	20.8	7.1	28.2
北海道	177,511	21.6	7.2	27.3
青森	172,899	22.7	7.3	20.8
岩手	179,675	21.7	7.3	21.0
宮城	190,044	21.1	7.3	25.0
秋田	194,899	22.3	7.5	14.4
山形	160,160	20.6	7.0	29.7
福島	180,081	21.5	7.2	24.0
茨城	172,006	20.0	6.9	33.7
栃木	189,777	21.1	7.1	28.1
群馬	180,370	20.9	7.2	28.3
埼玉	188,548	20.1	7.2	27.7
千葉県	211,538	20.7	7.3	23.8
東京都	226,477	20.5	7.4	22.7
神奈川県	188,566	19.1	7.0	32.7
新潟	194,291	21.2	7.2	22.3
富山	185,899	21.3	7.1	26.4
石川	188,355	21.6	7.3	24.3
福井	181,428	21.5	7.2	25.0
山梨	196,640	21.6	7.4	23.5
長野	190,564	21.6	7.1	28.0
岐阜	178,020	20.2	7.1	30.6
静岡県	192,188	20.9	7.2	27.7
愛知県	191,365	20.3	7.0	33.4
三重	168,031	20.5	6.7	37.8
滋賀	183,096	20.8	7.1	32.1
京都	173,311	19.9	7.0	32.7
大阪	179,442	20.1	6.9	33.6
兵庫県	168,620	19.4	6.8	36.2
奈良	172,863	20.0	6.8	34.8
和歌山	165,788	21.2	6.6	39.3
鳥取	182,128	21.6	7.3	21.8
島根	173,276	21.1	7.2	23.1
岡山	183,873	20.4	7.0	29.7
広島	207,905	21.7	7.5	23.8
山口	177,140	20.9	6.9	32.3
徳島	166,786	21.0	7.2	26.2
香川	192,650	21.3	7.1	28.0
愛媛	175,810	21.4	7.1	27.5
高知	166,116	21.5	7.1	27.8
福岡	179,344	21.1	7.1	26.8
佐賀	170,147	21.6	7.2	26.1
長崎	176,917	22.6	7.3	22.6
熊本	161,577	21.8	7.3	25.1
大分	172,405	21.6	7.2	26.1
宮崎	177,478	21.9	7.3	21.9
鹿児島	171,591	21.9	7.3	23.3
沖縄	145,843	22.5	7.3	25.2